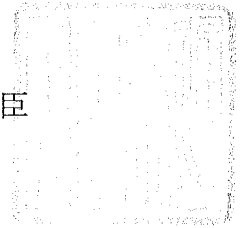


国総情交第 8 号

平成 20 年 10 月 8 日

総務大臣 殿

国土交通大臣



造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査  
の承認事項の一部変更について（申請）

造船造機統計調査（指定統計第 29 号を作成するための調査）及び鉄道車両等生産動態統計調査（指定統計第 71 号を作成するための調査）に係る承認事項の一部を別添のとおり変更したいので、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき申請します。



## 造船造機統計調査要綱（案）

平成20年 月 日承認

平成21年 4月 1日施行

## I 調査の目的、事項、範囲、期日及び方法

## 1 目的

この調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。この調査は、造船調査及び造機調査に分ける。

## 2 事項

この調査は、下記に掲げる事項について、別紙第1号様式及び第2号様式により行う。ただし、下記の（1）のイ及びウの船舶には鋼製の船舶以外の船舶のうち総トン数20トン未満で、かつ、長さ15メートル未満のものを含まない。

## （1）造船調査

- ア 工場の名称及び所在地
- イ 製造船舶
- ウ 修繕船舶

## （2）造機調査

- ア 工場の名称及び所在地
- イ 舶用機関等の製造高及び部品製造高、四半期末在庫高及び修繕高

## 3 範囲

この調査は、下記の調査対象について行う。

- （1）造船調査は、鋼製船舶又は、鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のものの製造設備又は入きよ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。以下同じ。）について調査する。
- （2）造機調査は、別表に掲げる舶用機関等の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場について調査する。

## 4 期日

- （1）造船調査は、毎月末現在
- （2）造機調査は、毎四半期末現在

## 5 方法

### (1) 申告義務者

ア 造船調査は、3の(1)に規定する工場を事実上管理する者が申告するものとする。

イ 造機調査は、3の(2)に規定する工場を事実上管理する者が申告するものとする。

### (2) 申告及び調査の方法

ア 申告者は、郵送配布された調査票に所定の事項を記入し工場の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（運輸支局又は海事事務所が工場の所在地を管轄していない場合は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。））に造船調査にあつては調査月の翌月10日までに、造機調査にあつては調査四半期の翌月10日までに提出する。

なお、申告は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長（以下「地方運輸局長等」という。）に提出されたものとみなす。

イ 地方運輸局長等は、申告者の提出した調査票を整理審査し、造船調査にあつては調査月の翌月15日までに、造機調査にあつては調査四半期の翌月15日までに国土交通大臣に提出する。

なお、電子情報処理組織を使用して申告がされた場合は、地方運輸局長等が審査・整理を終了したときに調査票が国土交通大臣に送付されたものとみなす。

## II 集計事項及び集計方法

### 1 集計事項

(1) 造船調査は、下記に掲げる事項を集計する。

ア 用途、トン数階級、起工、進水別鋼船の隻数及びトン数

イ 用途及びトン数階級別しゅん工船舶の隻数、トン数及び船価

ウ 国籍及び船質別修繕船舶の隻数、トン数及び修繕高

(2) 造機調査は、下記に掲げる事項を集計する。

ア 機種別製造高、四半期末在庫高及び修繕高

## イ 機種別部品製造高

### 2 集計方法

国土交通大臣は、自ら受理した調査票を審査集計する。

### 3 結果の公表の方法及び期日

(1) 国土交通大臣は集計結果を造船調査にあつては造船統計月報により、造機調査にあつては造機統計四半期報により公表する。

(2) 公表の期日は、月報については、調査月の翌々月末日までに、四半期報については、調査四半期の翌々月末日までに公表する。

### 4 関係書類の保存期間及び保存責任者

国土交通大臣の保存する調査票又は電磁的記録の保存期間は、2年とし、国土交通大臣の作成した集計表の保存期間は、2年とする。

保存責任者は国土交通大臣とする。

別紙第1号様式及び第2号様式〔略〕

別表

舶 用 機 関 等
舶用タービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、舶用ボイラ、補助機械、操だ装置、操船装置、係船荷役機械、軸系及びプロペラ、航海用具、錨・錨鎖、自動化機器

# 造船船調査票(案)

指定統計第29号 造船機統計	年	月	運輸局	運輸監理部	工場

事業者の名称	
工場の名称	
工場の所在地	
申告者の氏名	

修繕船舶	船質	国籍	工事区分	隻数	トン		工事金額(千円)	備考注
					区	分		
1	1.鋼船 2.FRP船	1.日本船 2.外国船	1.入き又は上架 2.非入きよ		1.総トン数 2.排水トン数			
2	1.鋼船 2.FRP船	1.日本船 2.外国船	1.入き又は上架 2.非入きよ		1.総トン数 2.排水トン数			
3	1.鋼船 2.FRP船	1.日本船 2.外国船	1.入き又は上架 2.非入きよ		1.総トン数 2.排水トン数			
4	1.鋼船 2.FRP船	1.日本船 2.外国船	1.入き又は上架 2.非入きよ		1.総トン数 2.排水トン数			
5	1.鋼船 2.FRP船	1.日本船 2.外国船	1.入き又は上架 2.非入きよ		1.総トン数 2.排水トン数			
6	1.鋼船 2.FRP船	1.日本船 2.外国船	1.入き又は上架 2.非入きよ		1.総トン数 2.排水トン数			

製造船舶	区分	国籍	建造許可番号	船名	船番	種類	主機関 種類	運轉量	出力	船質	用途	トン	区	分	載重量トン数	船価(千円)	起工年月日	進水(予定)年月日	しゅん工(予定)年月日	備考注	
																					数
1	1.起工 2.進水 3.しゅん工									1.鋼船		1.総トン数									
2	1.起工 2.進水 3.しゅん工									2.FRP船		1.総トン数 2.排水トン数									
3	1.起工 2.進水 3.しゅん工									1.鋼船		1.総トン数 2.排水トン数									
4	1.起工 2.進水 3.しゅん工									2.FRP船		1.総トン数 2.排水トン数									
5	1.起工 2.進水 3.しゅん工									1.鋼船		1.総トン数 2.排水トン数									
6	1.起工 2.進水 3.しゅん工									2.FRP船		1.総トン数 2.排水トン数									
7	1.起工 2.進水 3.しゅん工									1.鋼船		1.総トン数 2.排水トン数									

注 1 区分 船質 国籍及び工事区分については、該当するものの番号を で囲んで下さい。  
 2 FRP製及び木製の船舶並びに独航不能の船舶については、しゅん工の場合だけ記入して下さい。  
 3 本製の船舶については、該当する各行の備考欄に「本製」と記入して下さい。  
 4 総トン数、載重量トン数及び排水トン数は小数点以下を切り捨て、船価及び工事金額は千円未満を四捨五入して、それぞれ記入して下さい。  
 5 印の欄は、記入しないで下さい。

# 造船機調査票 (案)

年	四半期 (注)	運輸局 運輸整理部	工場
	1・2・3・4		

事業者の名称 (工場の名称)	( )
工場の所在地	
申告者の氏名	

機 種	型 式	品 目	製 造 高			四 半 期 未 在 庫 高			四 半 期 未 修 繕 高		
			製造月	数 量	区分	合計量	合計価格 (千円)	数 量	価格 (千円)	数 量	工費金額 (千円)
1			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
2			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
3			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
4			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
5			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
6			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
7			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
8			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
9			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						
0			月		1.出力						
			月		2.容量						
			月		3.重量						

注

1. 四半期及び区分については、該当するものの番号を で囲んで下さい。
2. 重量は、tを単位とし、小数点以下二位未満を四捨五入して、小数点以下一位まで記入して下さい。
3. 価格及び工費金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。
4. 印の欄は記入しなさい。

5. 四半期の内訳 …… 1～3月調査分 2 4～6月調査分 3 7～9月調査分 4 10～12月調査分。

6. 製造月については、該当する調査月を記入して下さい。

7. 製造高、在庫高及び修繕高の区切り線は、桁毎に表示しております。

造機調査における品目分類改正(案)

	現行		案		理由
	品目分類	品目名	品目分類	品目名	
船用タービン	3034 19	蒸気タービン	3034 19	船用タービン	本品目については、記入者負担の軽減の観点から、これを必要最低限のものに集約する分類とした。
	3034 19	ガスタービン			
船用内燃機関	3034 19	火花点火機関	3034 19	火花点火機関	本品目については、金額ベースによる製造高でみると高いシェアを占め造機調査において最も重要な品目であることから、現行通りの分類とした。
	3034 11	ディーゼル機関	3034 11	ディーゼル機関	
	3034 19	船外機	3034 19	船外機	
	3034 21	蒸気ボイラ	3034 21	船用ボイラ	
船用ボイラ	3034 21	その他のボイラ			本品目については、記入者負担の軽減の観点から、これを必要最低限のものに集約する分類とした。
	3034 21	ポンプ			
船用補助機械	3034 21	空気機械等			本品目については、記入者負担の軽減の観点から、これを必要最低限のものに集約する分類とした。
	3034 21	油処理装置	3034 21	補助機械	
	3034 21	熱交換器			
	3034 21	油圧機器			
	3034 21	電気機器			
	3034 21	操た装置	3034 21	操た装置	
	3034 21	操船装置	3034 21	操船装置	
	3034 21	係船機械			
	3034 21	荷役機械			
	3034 21	漁ろう用機械			
係船荷役機械 (甲板機械)	3034 21	その他の係船・荷役機械			本品目については、記入者負担の軽減の観点から、これを必要最低限のものに集約する分類とした。
	3034 21	係船荷役機械	3034 21	係船荷役機械	
軸系及びプロペラ	3034 21	プロペラ軸系			本品目については、記入者負担の軽減の観点から、これを必要最低限のものに集約する分類とした。
	3034 21	プロペラ	3034 21	軸系及びプロペラ	
	3034 21	減速装置等			
	3034 21	電波計器			
航海用機器	3034 21	航海計器	3034 21	航海用具	本品目については、記入者負担の軽減の観点から、これを必要最低限のものに集約する分類とした。
	3034 21	船灯・信号器具			
	3034 21	無線通信・船内通信装置			
	3034 21	錨・錨鎖	3034 21	錨・錨鎖	
	3034 21	自動化機器	3034 21	自動化機器	

品目数計

28品目

13品目